

令和4年度

名古屋市立正保小学校いじめ防止基本方針

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また、本市学校努力目標である「ともに学び 自分らしく生きる」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行い、いじめの問題を克服する。

- 全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、全ての子どもが十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

## 2 校内体制

- 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
- 「いじめ対策委員会」の構成員  
校長・教頭・教務主任・校務主任・生活指導主任・学年主任・養護教諭・該当する子どもの担任・スクールカウンセラー

## 3 教職員一人一人の心構え

- 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- 教職員の言動が、子どもを傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 子どもとふれあう時間をできる限り多く取る。
- 子どもの話に耳を傾け、親身になって対応し、子どもが何でも相談できる信頼関係を築く。
- いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。

- いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。

#### 4 未然防止の取組

- 学校の教育活動全体を通じ、どの子どもも活躍でき、他者の役に立っていると感じられる機会を全ての子どもに設定し、子どもの自己有用感が高まるよう努める。
- 子どもに心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

##### (1) 道徳教育・人権教育

「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他者を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

##### (2) 授業づくり

- 「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向け、教師一人一人が授業力向上に努める。
- 公開授業等により、互いの授業を参観し合う機会を位置付け、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにする。

##### (3) 集団づくり

- 交流体験の機会を計画的に配置し、他の子どもや大人との関わり合いを通して、子どもが自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付く・学ぶ機会を設定する。
- 単に「子どもが何かを体験すればよい」「子ども同士が交流を深めればよい」といった意識ではなく、子どもの年齢や発達段階など実態に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために「友達によさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」などの場や機会を設定する。
- 全校集会や各学級の取組において、「なごやINGキャンペーン」等の機会を生かし、子ども自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動することができるよう働きかける。

### 《学校全体での取組・活動》

・「挨拶」「言葉遣い」「きまりの順守」「よりよく生活を送ること」に関する週目標の設定と指導

・親和的学級集団づくり

・学校のきまりの周知と指導

・学校努力点「言語の感覚を養う学習指導～言語を習得する学習の工夫と家庭学習との連携を通して～」

### の取組

・規範意識、生命尊重意識の向上に関する実践

・INGキャンペーン・人権週間に関する実践

・学校行事・児童会活動におけるペア学年・縦割りでの活動

・交通指導感謝の会

### 《各学年での中心となる取組・活動》

【1年生】 「学校探検」「園児との交流学習」「学区高齢者との交流学習」

【2年生】 「学区探検」

【3年生】 「施設見学」「交通安全教室」

【4年生】 「施設見学」

【5年生】 「中津川野外学習」

【6年生】 「修学旅行」

## 5 早期発見の取組

学校生活すべての場において、子どもをきめ細かく見守り、いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談などを計画的に行い、日常の子どもの様子を把握する。

### (1) 日常的な観察

日頃から子どもとの触れ合いを多くして、子ども一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、子どもが示すサインを見逃さないようにする。

### (2) 「学校生活アンケート」

5月に4～6年生に実施し、11月に2～6年生に実施する。結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」などを基に、子ども個々への即時対応、学級集団づくりに生かす。

### (3) 定期的な記名式・無記名式のアンケート調査

#### ① 子ども

「学校生活アンケート」を行わない月は、「学校生活についてのアンケート」や「きづいてる？こころのSOS」、「教育相談アンケート」を実施し、子どもの状態をこまめに把握し、即時対応につなげる。

## ② 保護者

学期に1回、保護者からいじめに関する情報を提供してもらい、教職員の日常的な観察や子どもからの情報では捉えることができないいじめの実態を把握する。

### (4) 緊急的なアンケート調査

重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的にアンケート調査を行う。

### (5) 教育相談

- いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の子どものいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- (2)(3)のアンケート調査の結果等を基に、全ての子どもを対象として、学期に1回、教育相談週間を設ける。
- 子どもが希望する場合や転入時は、担任以外の教職員やスクールカウンセラーへの相談も可能とする。

### (6) 保護者・地域との連携

- 保護者に対しては、個人懇談会のときだけでなく、日頃から子どものよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、子どもについて気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- 学期に1回、保護者からいじめに関する情報を提供してもらう。
- 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、子どもについて気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

### (7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- 年度当初に、全子どもに配布し、各相談機関について周知する。
- ランドセル等に常時入れておき、いつでも見ることができるよう指導する。

## 6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- いじめの問題の早期発見・早期対応を図るために、SNS 報告相談アプリを活用する。
  - 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
  - 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。
  - 子どもの個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ### (1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応
- 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
  - 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ対策等委員会」に報告し、情報を共有する。

- 子どもや保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保する。
- 速やかに関係する子どもから事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行うとともに、いじめの実態や解消に向けた取組について「いじめ等対策委員会」で情報を共有したり、検討したりする。
- 次のような「重大事態」については、事実関係を明らかにするための調査を実施するとともに、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

【生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある】

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

【相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある】

- ・30日を待たず、1週間を目途に連絡し概要を報告する。

【児童や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあったとき】

- その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして所轄警察署、法務局、児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(2) いじめられた子ども又はその保護者への支援

- 「複数の教職員で見守る」「いじめた子どもを別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- 上記の対応によっても、いじめられた子どもが学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた子ども及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめられた子どもに不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- 状況に応じて、スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた子どもへの指導又はその保護者への助言

- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保

護者に対する継続的な助言を行う。

- いじめた子どもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該の子どもの健全な人格の発達に配慮する。
- いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会の判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

#### (4) いじめが起きた集団への働き掛け

- 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- 全ての子どもが、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

#### (5) ネット上のいじめへの対応

- 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会が委託する業者や所轄警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- 子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
- パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等を実施して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

#### 7 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会との連携を図り、問題の解決に努める。

#### 8 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

#### 9 学校評価の実施

いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆

直接目撃した  
(暴力行為、からかい、死ね等の言葉など)

通報・相談を受けた  
(本人、他の子ども、保護者などから)

その場で制止・指導  
軽視・見て見ぬふりをしない

真摯に傾聴  
軽視・後回しにしない

「いじめ対策委員会」へ、事実を迅速・正確に報告

全職員・スクールカウンセラー

◆情報の共有

- ◆対応策の検討・協議・決定
- ◆関係児童に関する情報収集
- ◆関係児童等への事情聴取
- ◆いじめの有無の確認
- いじめの認知・判断

重大事態

- ◇病院搬送等の応急処置
- ◇教育委員会への一報
- ◇子ども応援委員会との連携
- ◇警察・法務局等への相談通報  
(校長・教頭)
- ◇緊急アンケートの実施

- ◇教育委員会への一報
- ◇委託業者への相談  
(校長・教頭)

- ◆被害・加害児童の保護者への連絡・家庭訪問 (担任・学年主任・教務主任)
- ◆被害児童の安全確保・心のケア (担任・養護教諭・SC)
- ◆加害児童への指導・別室指導等の措置 (担任・学年主任・生活指導主任・教務主任)
- ◆観衆・傍観者への指導 (担任・学年主任・生活指導主任・教務主任)
- ◆状況に応じた謝罪等の場の設定 (教頭)
- ◆客観的な事実 (聞き取りの内容等) を、時系列で正確に記録
- ◆子ども応援委員会と連携

一定の解消

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止の取組

## 正保小学校年間計画

学期	月	学校行事	生徒指導・教育相談	学活・保健・道徳	道徳・特活	会議・校内研修
1	4	入学式 始業式	・前年度行った Hyper-Qu、QU、学校生活についてのアンケート、保護者いじめアンケートの結果を活用した前年度からの引き継ぎ（気になる子ども・特別に支援が必要な子どもの把握） ・「あったかハート」の配布 ・全職員で児童理解	親和的学級集団づくり 学校のさまりの周知と指導 「挨拶」「言葉遣い」「さまりの順守」「よりよく生活を送ること」に関する週目標の設定と指導		いじめ等対策委① 研修① 児童理解 いじめ等対策委②
	5	運動会	・第1回 WEBQU 実施4～6年 ・学校生活についてのアンケート（全児童） ・ヘルプシグナルの把握と対応 ・全職員で情報共有	自殺予防教育授業 4・5・6年 ①パンフレットチェック	・いじめ防止基本プログラム（1～3年） トラブル防止！話し方教室 みんなつくろう楽しい学級（4～6年） 違いをこえて 自分の気持ちを伝えてみよう	いじめ等対策委③
	6	中津川	・第1回 WEBQU の結果の把握と支援の方法を、全職員で共通理解 ・子ども応援委員会との情報共有 ・学校生活についてのアンケート（全児童） ・保護者いじめアンケート① ・第1回 WEBQU 4～6年返却 ・教育相談週間（全児童）①			いじめ等対策委④ 研修② WEBQU、QU の活用の仕方
	7	終業式 地域訪問	・学校生活についてのアンケート 実施1～6年 ・個人懇談会 ・保護者と情報共有			港北中ブロックいじめ・問題行動等防止対策連絡会議① いじめ等対策委⑤
8		・学区巡視を中心に様子を把握				
2	9	始業式	・新学期観察 ・学校生活についてのアンケート（全児童） ・保護者いじめアンケート② ・教育相談週間②（全児童）	自殺予防教育授業 4・5・6年 ②パンフレットチェック		いじめ等対策委⑥ 研修③ 自殺予防教育について
	10	学習発表会	・学校生活についてのアンケート（全児童） ・ヘルプシグナルの把握と対応		・いじめ防止基本プログラム（1～3年）	いじめ等対策委⑦
	11	修学旅行	・第2回 WEBQU 実施4～6年 ・第1回 QU 実施2・3年 ・ヘルプシグナルの把握と対応 ・全職員で情報共有・ING キャンペーン		すてきなお兄さん、お姉さんを目指して みんなで作ろう楽しい学級	いじめ等対策委⑧ 研修④ ING・人権教育の進め方
	12	人権週間	・ING・人権に関する実践 ・第2回 WEBQU 4～6年、第1回 QU 2・3年生の結果の把握と支援の方法を、全職員で共通理解 ・子ども応援委員会との情報共有 ・第2回 WEBQU 4～6年、第1回 QU 2・3年返却 ・学校生活についてのアンケート（全児童） ・個人懇談会 ・保護者と情報共有	人権週間についての講話	友達を思いやる心（4～6年） 学級ギネス大会をしよう 誠実に生きるよさ	いじめ等対策委⑨
3	1	始業式	・学校生活についてのアンケート（全児童）	自殺予防教育授業 4・5・6年 ③パンフレットチェック	・いじめ防止基本プログラム（1～3年） ふしぎだな	いじめ等対策委⑩
	2		・学校生活についてのアンケート（全児童） ・保護者いじめアンケート③ ・教育相談週間③（全児童） ・いじめ防止基本方針見直し		たのしい？こうかんにつき（4～6年） 生命の尊重 おじいちゃんの命	いじめ等対策委⑪ 研修⑤ 事例検討 港北中ブロックいじめ・問題行動等防止対策連絡会議②
	3	卒業式 修了式	・WEBQU、QU、学校生活についてのアンケートなど小中情報交換			いじめ等対策委⑫ 小中連絡会